

平成20年2月12日

(社) 日本バス協会

(社) 日本旅行業協会

(社) 全国旅行業協会

貸切バスに関する安全等対策検討会報告「貸切バスの安全の確保・質の向上に向けて」に基づく旅行業協会・バス協会の連携ワーキンググループの設置について

1. 目的

昨年2月に大阪府吹田市で発生した貸切バスの重大事故に関する対応については、昨年10月、国土交通省の「貸切バスに関する安全等対策検討会」において、報告が取りまとめられた。

この報告書の中には、両業界の相互理解を深める場の設置等が提言されているところであり、報告書で指摘を受けた事項について、下記のワーキンググループで検討する。

2. 検討会の名称

「貸切バスの安全運行等に関する旅行業協会・バス協会の連携ワーキンググループ（仮称）」 ※ 平成20年3月までに設置。

3. メンバー

日本バス協会・日本旅行業協会・全国旅行業協会の会員事業者の実務経験者から選出する。

4. 検討項目および検討期間【実施主体・(国土交通省の担当課)】

(1) ツアーバス向けの長距離都市間運行モデルの作成・1～2年以内
【日本バス協会・(旅客課・安全政策課)】

(2) 安全運行パートナーシップ・ガイドラインの作成・1～2年以内
【日本バス協会・日本旅行業協会・全国旅行業協会(旅客課・安全政策課・観光事業課)】

(3) 旅客の乗降時における安全の確保・中長期
【日本バス協会・日本旅行業協会・全国旅行業協会(旅客課・観光事業課)】

(4) 貸切バスに係る安全規制、安全に係るコスト等についての相互理解の深度化・平成20年4月以降
【地方においても両業界団体の連絡協議会の開催】

(注1) 具体的な検討にあたり国土交通省と密接な連携が重要であることから、検討状況を当局に報告するとともに必要に応じて同ワーキンググループに当局も参画。

(注2) 同ワーキンググループの事務局は日本バス協会に置く。